

人事院会議議事録

会議日

令和4年8月9日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官

議題

人事院規則1-39（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則1-39（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部改正」について、総括審議官から、別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う人事院規則1—39（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の改正について

令和4年8月9日
官 房 部 局

1 概要

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）は、地域の特性に応じた規制改革を通じて構造改革を加速するとともに、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することにより地域の活性化を促進することを目的とした法律であり、人事院規則など主務省令で規定された規制に係る事業については、主務省令で規制の特例措置を定めることとしている（法第34条）。

これを受けて、規則1—39（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）において、構造改革特別区域における人事院規則の特例措置等を定めている。

※ 規則1—39において規定している特例として、現在、以下の兼業を行う場合において、当該兼業を勤務時間中に行うことができるようにしている（規則1—39第3条～第5条、別表）。

- ・ 規則14—17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）第4条第1項の規定により承認を受けて行う技術移転兼業
- ・ 規則14—18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）第4条第1項の規定により承認を受けて行う研究成果活用兼業
- ・ 規則14—19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）第4条第1項の規定により承認を受けて行う監査役兼業

今般、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和4年法律第58号）により、法第34条が第35条とされることから、法第34条を引用している規則1—39第1条について規定の整理を行う。

2 公布日・施行日

令和4年8月31日 公布・施行

以 上